

○鹿角市県外大学等調査研究活動奨励補助金交付要綱

平成28年4月1日訓令第76号

改正

平成29年4月1日訓令第72号

平成30年4月1日訓令第61号

平成31年3月26日訓令第52号

鹿角市県外大学等調査研究活動奨励補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における県外大学等の学生の滞在型調査研究活動を促進し、もって交流人口の拡大及び地域住民と学生との交流による本市の魅力向上と地域の活性化に資することを目的として、市内の宿泊施設等を利用した調査研究活動を行う団体に対し補助金を交付することに関し、補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和49年鹿角市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、県外に所在する大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものに限る。以下「大学等」という。）の教職員及び学生で構成される部、クラブ、サークル又はゼミナール等の団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する調査研究活動とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設をいう。以下同じ。）又は民家に宿泊して行うものであること。
- (2) 2泊3日以上連続した宿泊を伴うものであること。
- (3) 3人以上で行うものであり、1回の調査研究活動（同一の調査研究活動について同一の団体が複数の宿泊施設に分散して宿泊する場合は、合わせて1回の調査研究活動とする。）における延べ宿泊人数（調査研究活動の参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。以下同じ。）が、10人以上であること。
- (4) 調査研究活動の対象に本市が含まれ、又は市内の地域住民との交流を伴うものであること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象としない。

- (1) 政治的若しくは宗教的活動又は営利を目的とするもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの
- (複数年度にわたる調査研究活動の取扱い)

第4条 1回の調査研究活動が複数年度にわたる場合は、それぞれの年度において、当該期間分を補助金の交付の対象とする。この場合において、延べ宿泊人数は、当該調査研究活動の初日から最終日までの延べ宿泊人数とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 鹿角市までの往復の交通費

- (2) 市内での移動に係る交通費
 - (3) 宿泊施設の利用に係る宿泊料
 - (4) 民家を利用した宿泊に要する費用
- (補助金の額及び限度額)

第6条 補助金の額は、第3条第1項第3号に規定する延べ宿泊人数に2,000円を乗じて得た額（ただし、鹿角トレーニングセンター又は中滝ふるさと学舎を宿泊施設として利用する場合若しくは民家に宿泊する場合は、当該延べ宿泊人数に600円を乗じて得た額とする。）とし、1団体1回あたり補助対象経費の総額又は20万円のいずれか低い方の額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付以外に、国、県又は他の市区町村の助成（以下「特定財源」という。）を受けて行う調査研究活動の場合は、補助金の額は、当該調査研究活動の経費から特定財源を控除した額を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、調査研究活動の開始日までに、規則第4条に定める書類に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の変更申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請に係る事項を変更しようとするときは、規則第7条に定める書類に、事業計画変更書（様式第2号）を添付し、市長に提出しなければならない。

(概算払の禁止)

第9条 市長は、この要綱による補助金に関しては、いかなる場合においても補助金の概算払は行わないものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、調査研究活動が終了したときは、規則第13条に定める書類に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第3号）
- (2) 調査研究活動参加者名簿
- (3) 補助対象経費に係る領収書、明細書の写し
- (4) その他必要と認められる書類

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成29年4月1日訓令第72号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日訓令第61号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日訓令第52号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

事業実施計画書

1 申請団体の概要

団 体 名			
設 立 年 月 日	年 月	構 成 員 数	人
代 表 者 名			
担当者連絡先			

2 調査研究活動の概要

調査研究テーマ又は 地域交流活動内容			
交 流 す る 地 域 ・ 団 体	団 体 名		
	担当者連絡先		
宿 泊 期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 泊 日）		
宿泊施設等名			
参加予定人数	人 ※	延べ宿泊者数	人泊

①活動の目的

②日程・内容

③目指している成果

④地域との交流方法

※ 参加予定者名簿（大学名、学部学科名、役職又は学年、氏名及び各々の宿泊日が分かるもの）を添付すること

団 体 名			
設 立 年 月 日	年 月	構 成 員 数	人
代 表 者 名			
担当者連絡先			

調査研究テーマ又は 地域交流活動内容			
交 流 す る 地 域 ・ 団 体	団 体 名		
	担当者連絡先		
宿 泊 期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 泊 日）		
宿泊施設等名			
参加予定人数	人 ※	延べ宿泊者数	人泊
①活動の目的			
②日程・内容			
③目指している成果			
④地域との交流方法			

※ 参加予定者名簿（大学名、学部学科名、役職又は学年、氏名及び各々の宿泊目が分かるもの）を添付すること

様式第3号（第10条関係）

事業実績書

[illegible]

※ 参加者名簿（大学名、学部学科名、役職又は学年、氏名及び各々の宿泊日が分かるもの）を添付すること